

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター一時保護所第三者評価実施要綱

(令和4年3月28日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区子ども家庭総合支援センター一時保護所（以下「一時保護所」という）における入所児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図ることを目的とし、第三者評価を受審することに關し必要な事項を定める。

(評価機関)

第2条 第三者評価は、東京都福祉サービス第三者評価における評価者の要件を満たし、東京都福祉サービス評価推進機構から認証を受けている評価機関（以下「評価機関」という。）が行うものとする。

(評価内容)

第3条 評価機関は、一時保護所における子どもの権利擁護の遵守、適切な援助、教育への配慮、施設運営等について評価を行う。

(評価方法)

第4条 評価機関は、一時保護所による自己評価、入所児童によるアンケート評価、一時保護所関係者及び入所児童からのヒアリング、現地調査等を組み合わせ、総合的な評価を行う。

(公表)

第5条 区長は、前条の評価の結果について、これを公表するものとする。ただし、一時保護所の秘匿性等を考慮し、当該結果の一部を公表しないことができる。

(評価頻度)

第6条 一時保護所は、原則として少なくとも3か年度に1回の頻度で第三者評価を受審するものとする。

(守秘義務)

第7条 評価機関は、この要綱に基づく評価の実施において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、評価契約終了後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に關し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。